

平成30年 第3回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に係る特別な 財政措置を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	平成30年北海道胆振東部地震災害関連義捐金を差し押さえ 禁止とする措置等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	寡婦(夫)控除を全てのひとり親家庭に適用することを求める 意見書	政 審	○	○	○	○	○
4	日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書	政 審	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

意見案第 号

平成30年北海道胆振東部地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書

平成30年9月6日午前3時7分、北海道胆振地方中東部を震源地とする、マグニチュード6.7、厚真町で道内観測史上最大の震度7を初め、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震が発生した。

この大地震により、広範囲で大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、震源地に近い道内最大規模の火力発電所の緊急停止による道内全域の停電、いわゆるブラックアウトが我が国史上初めて引き起こされ、停電等に伴う主要交通機関の運休、断水、電話の不通などライフラインが断絶する未曾有の危機的事態となり、道民生活や経済社会活動はもとより、農林水産業やその関連加工製造業、商工業の産業などに広範かつ甚大な影響を及ぼした。

こうした事態を踏まえ、国は、平成30年北海道胆振東部地震を激甚災害に指定するとともに、予備費の活用等により一日も早い復旧・復興に向けた総合的な対策に取り組んでいるところであるが、例えば、公共土木施設災害復旧事業等においては、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体（以下、「特定地方公共団体」という。）に限って国庫負担率のかさ上げ等の特別措置が適用されるため、本道への適用についてはその見通しが立たない現状がある。

本道においては、公共土木施設を初めとする災害復旧事業のみならず、児童生徒等を含めた中長期にわたる被災者への支援、全域停電等に伴う産業被害からの復興事業、本道の食や観光産業における深刻な風評被害の払拭、さらなる防災・減災の取り組みの推進など、極めて厳しい財政状況の中にあっても、こうした道民の命・生活・産業を守る緊急対策を早急に講じていくためには、国からの万全な財政措置が必要不可欠である。

よって、国においては、住民の一刻も早い生活の安定や被災地の早急な復旧・復興、産業経済の回復に向けた取り組みなどが進められるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 補正予算の早期成立等により、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの特別な財政措置を速やかに講ずること。
  - 2 本道及び道内市町村の応急対応や復旧復興に要する経費について、別枠措置を含めた特別交付税による財政支援や災害復旧事業債の資金確保など、十分な地方財政措置を講ずること。
  - 3 激甚災害制度における「被害の大きさが標準税収入の一定割合以上」とする特定地方公共団体の基準については、激甚災害に対応するための財政需要が莫大になることなどに鑑み、基準を撤廃するなどの抜本的な見直しを行うこと。
  - 4 宿泊客の大量キャンセル等が発生し大きな影響が生じている本道の食・観光産業の早期回復に向け、国内外観光客の観光需要を喚起する取り組みをさらに実施するなど、観光立国北海道の復興に向けた支援措置を講ずること。
  - 5 大規模停電の徹底した原因分析や技術的検証を行うとともに、再び繰り返されることのないよう送電網等の電力基盤の整備拡充による発電施設の分散化や北海道本州間連系設備のさらなる増強を行うなど、エネルギー安定供給体制の強靱化を図ること。
  - 6 今回の地震発生メカニズムや断層帯の活動特性を解明するための調査研究を推進し、今後の地震観測体制の一層の整備充実を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	
内閣府特命担当大臣(防災)	

北海道議会議長 大谷 亨

平成30年北海道胆振東部地震災害関連義援金を差し押さえ禁止とする措置等を求める意見書

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、厚真町で国内6例目となる道内観測史上最大の震度7、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震であり、広範囲で大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域が停電となるブラックアウトが我が国史上初めて引き起こされるなど、道民生活や経済社会活動などに甚大な影響を及ぼした。

この地震によって損壊などの被害のあった住家は9,000件を超え、今なお多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされているなど、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況を踏まえ、地震被害の影響により住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となる道民は速やかな債務整理を行う必要があることから、一日も早くもとの生活を取り戻すことができるよう被災者等の生活や事業の再建を支援しなければならない。

平成27年12月策定の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、被災者の住宅ローン等の債務の全部又は一部を減免するなどの円滑な債務整理の手続き等を定めたものであるが、災害弔慰金や被災者生活再建支援金が差し押さえ禁止財産として保全される一方、北海道胆振東部地震による災害の被災者又はその遺族の生活を支援する等のために交付される義援金については、現在、差し押さえ禁止等の立法措置がなく、被災者の生活再建を支援する本ガイドラインの債務整理の趣旨に合致しない事態が生じている。

また、本ガイドラインでは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続きを利用することとされているが、この度の地震が激甚災害に指定されていることや円滑な債務整理を進める必要があることから、被災者等が負担する特定調停の申立手数料については、その納付を免除する措置を速やかに講ずる必要がある。

よって、国においては、被災者等の生活再建を進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

## 記

- 被災者等がみずから使用できる資産を保全するため、「平成28年熊本地震災害関連義援金に係る差し押さえ禁止等に関する法律」と同様、北海道胆振東部地震による災害の被災者又はその遺族の生活を支援する等のために交付される義援金については差し押さえ等ができないことを規定する法律を早期に制定すること。
  - 特定調停の申立手数料の納付を免除するため、平成28年熊本地震災害と同様、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づいて、北海道胆振東部地震を「特定非常災害」に指定し、調停に係る申立手数料の特例に関する措置を定める制令を早期に制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
法務大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	
内閣府特命担当大臣(防災)	

北海道議会議長 大谷 亨

寡婦（夫）控除を全てのひとり親家庭に適用することを求める意見書

寡婦（夫）控除は、配偶者との死別や離婚の後、子どもを養育しているなどの世帯に対し、所得税及び住民税の算定に当たり一定の所得控除を行う税制上の軽減措置であるが、婚姻歴のない未婚のひとり親家庭には適用されていない。

この軽減措置は、経済的にも極めて困難な状況に置かれていた母子家庭の担税力に配慮し、福祉の向上と生活の安定を目的として創設されたものであるから、同じひとり親家庭でありながら婚姻歴の有無によって寡婦（夫）控除の適用に差が生じることは、合理性を欠くと言わざるを得ない。

こうした中、国は、平成28年10月に「公営住宅法施行令」を、平成30年9月に「子ども・子育て支援法施行令」をそれぞれ改正・施行し、未婚のひとり親家庭に係る公営住宅の家賃算定と保育施設等の保育料算定について寡婦（夫）控除が適用されるものとみなすこととしているが、その他の負担金や助成金についてはみなし適用がされておらず根本的な解決のためには早急に税制上の法改正を行う必要がある。

よって、国においては、ひとり親家庭に対する支援充実のため、寡婦（夫）控除を全てのひとり親家庭に適用する法律改正を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨

## 日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、全国30都道府県に130の米軍施設があり、本道にも米軍専用施設である千歳の通信施設のほかに17施設が所在している。また、本道の矢臼別演習場においても沖縄の米海兵隊による実弾射撃訓練の本土移転に伴い、平成9年からその実施を受け入れている。

本道に所在するほとんどの米軍施設は、日米地位協定第2条第4項（b）に位置づけられているものであり、米軍人・軍属は駐留していないが、沖縄を初め、米軍人が駐留をしている施設所在地において、米軍人・軍属による犯罪が多発していることに強い憤りを禁じ得ない。本年9月には、沖縄県読谷村において嘉手納基地所属の米軍人による村民宅への住居不法侵入事件が発生したが、飲酒した上半身裸の米軍人が騒ぎながら村民宅へ侵入し、居合わせた高校生と乳児の姉妹を恐怖に陥れた蛮行は、平穏で安心な村民生活を脅かす行為として断じて許すことはできない。

日米地位協定には、日本国法令や租税等の適用除外、米軍人等の犯罪に係る裁判権や損害賠償権、基地立ち入り権など国民生活に深くかかわる事項が定められているが、締結以来一度も改定されておらず、全国知事会は、本年7月にも国民の生命・財産等を守る観点から「米軍基地負担に関する提言」を決議し、国に対し、日米地位協定の見直し等を要請したところである。

よって、国においては、公正・良好な日米両国の関係を維持するとともに、国民の生命・財産と人権を守るため、日米地位協定のあるべき姿への見直しなど、適切な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
防衛大臣

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨